

ワンルームに関する基準

(建築に関する基準)

事業主はワンルーム形式集合住宅の建築計画にあたっては、次に掲げる基準により行うこと。

- (1) 住戸専用面積は、25平方メートル以上確保すること。ただし、居間、食堂、台所そのほかの住宅の部分が、共同して利用するため十分な面積を有する場合はこの限りでない。
- (2) 天井の高さは原則として、2.3メートル以上とすること。
- (3) ドア、廊下、階段、揚水ポンプ、冷暖房機、洗濯機等から発生する騒音については、十分配慮し、設備・構造等を検討し計画すること。
- (4) 洗濯機及び乾燥機置場は、原則として、室内に設置できるよう計画すること。
- (5) 開放廊下、窓等については、付近の状況に応じて目隠し等の措置を講じるなど、プライバシーの保護に努めること。

(管理に関する基準)

事業主及び所有者は、ワンルーム形式集合住宅建築物の管理にあたっては、次に掲げる基準により行うこと。

- (1) 計画戸数20戸以上の場合は、原則として管理人を常駐させること。ただし、管理人を常駐できない場合は、玄関、ホール等外部から見やすい場所に管理責任者の氏名及び連絡先を明示した表示板を設置し、管理体制に万全を期すること。
- (2) 建築物の管理委託をする場合は、事前に管理委託会社を確定し、委託の内容及び業務の仕様を明確にすること。
- (3) 事業主等は、あらかじめ次に掲げる内容を明記した管理規約を定め入居者に確認させること。

なお、万一、入居者が当該管理規約の定め違反した場合、責任ある措置を行うこと。

管理規約

- 1 ごみ集積所の清掃を行い、指定日以外にごみを排出しないこと。
- 2 テレビ、ステレオ、楽器その他のものの騒音等により、居住者及び近隣住民に迷惑を及ぼさないこと。
- 3 危険物及び悪臭のある物品等を持ち込まないこと。
- 4 前面道路付近に違法駐車する等、その付近の交通に支障を来す行為をしないこと。
- 5 氏名を明示した表示等を集合郵便受け及び玄関付近に掲示すること。
- 6 その他、近隣住民に迷惑を及ぼす恐れのある行為をしないこと。

附 則

この基準は、平成5年6月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年3月15日から実施する。